

利用できるサービス

施設サービス 要支援1・2の人は利用できません。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人



※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	多床室
要介護1*	5,570円
要介護2*	6,250円
要介護3	6,950円
要介護4	7,630円
要介護5	8,290円

●在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人



サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	多床室
要介護1	7,710円
要介護2	8,190円
要介護3	8,800円
要介護4	9,310円
要介護5	9,840円

●長期的な療養が必要な人が入所する施設

介護療養型医療施設 (療養病床等)

療養病床等のある病院または診療所で、長期の療養を必要とする人が療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を行う施設です。

要介護1～5の人

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	多床室
要介護1	7,450円
要介護2	8,480円
要介護3	10,710円
要介護4	11,660円
要介護5	12,510円

●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院 平成30年4月創設 改正点

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

要介護1～5の人

サービス費用のめやす(1日につき)

要介護度	多床室
要介護1	8,030円
要介護2	9,110円
要介護3	11,440円
要介護4	12,430円
要介護5	13,320円

■部屋のタイプについて

- 従来型個室……………ユニットを構成しない個室
- ユニット型個室……………ユニットを構成する個室
- 個室……………壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ユニット……………少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの
- 多床室……………ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室の多床室……………ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

施設を利用したサービスの費用



施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割または2割(平成30年8月から1～3割)、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。

利用者負担

サービス費用の1割または2割
(平成30年8月からは1～3割)

居住費等

基準費用額
があります

食費

基準費用額
があります

日常生活費

内容については、各施設にお問い合わせください

基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額(1日につき)

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は()内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないように、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

■負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	居住費等				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額となります。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合